

平成 21 年 10 月 14 日

株主の皆様へ

ニチモ株式会社
代表取締役 辻 征二

弊社民事再生手続に伴う弊社株式のお取扱いについて

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

このたび、弊社の民事再生手続における債権者集会が平成 21 年 9 月 9 日に開催され、弊社が提出いたしました再生計画案が賛成多数により可決されました。同日、東京地方裁判所が再生計画の認可決定を行っており、平成 21 年 10 月 9 日に認可決定が確定いたしました。

これに伴い、再生計画に規定された内容に従い、裁判所の許可のもと、平成 21 年 10 月 14 日付で発行済株式全部の自己株式取得および 100 パーセント減資が実施されました。

これにより、これまで長きにわたり弊社を支えて下さいました株主の皆様におかれましては、誠に遺憾ながら、株主としての権利が失われることとなります。弊社の民事再生手続に伴い、多大なるご迷惑をおかけいたしましたことを謹んでお詫び申し上げます。

なお、100 パーセント減資に伴う弊社株式のお取扱いは、下記のとおりとなりますので、お知らせいたします。

敬 具

記

<弊社による株式取得および消却の効力発生日>

平成 21 年 10 月 14 日

<お手元に株券をお持ちである場合>

お手元の株券につきましては、弊社宛にご返却いただく必要はありません。

<お手元に株券をお持ちでない場合>

特にお手続は不要です。

<ご参考>

弊社株式が無価値化となった証明が必要な株主様は、以下のところまでご連絡ください。株主様のご登録住所あてにお送りいたします。

連絡先 ニチモ株式会社総務部 清水、木之下 Tel 03-5217-2170